

厚生労働省発基労 1 2 0 5 第 1 号

労働政策審議会

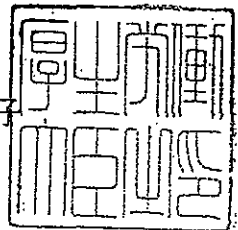
会長 諏訪 康雄 殿

別紙「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 2 3 年 1 2 月 5 日

厚生労働大臣

小宮山 洋子



労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労災保険率の改正

労災保険率を、別添一のとおり改正するものとする。

第二 労務費率の改正

請負による建設の事業に係る賃金総額の算定に当たり請負金額に乗ずる率（労務費率）を、別添二のとおり改正するものとする。

第三 メリット制の改正

一 有期事業及び一括有期事業に関するメリット制の適用要件の改正

有期事業及び一括有期事業に関するメリット制（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「法」という。）第十二条第三項及び第二十条第一項の規定により事業ごとの災害率により保険料を調整することをいう。以下同じ。）の適用要件のうち確定保険料の額に係るものを、四十万円以上（現行百万円以上）に改正するものとする。

二 特定疾病等の改正

法第十二条第三項の厚生労働省令で定める疾病等について、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）第十七条の二の表に別添三を加えるものとする。

三 一括有期事業に関するメリット制の増減率の改正

一括有期事業であつて、法第十二条第三項に規定する連続する三保険年度のいずれかの保険年度の当該事業に係る確定保険料の額が四十万円以上百万円未満であるものに係るメリット制の増減率を別添四のとおり定めるものとする。

第四 特別加入保険料率の改正

一人親方等の特別加入に係る第二種特別加入保険料率を、別添五のとおり改正するものとする。

第五 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第六 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十四年四月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるものとする。

(別添一)
下線が改正部分

改 正 案			現 行		
別表第1 (第6条、第16条関係) 労 災 保 険 率 表			別表第1 (第6条、第16条関係) 労 災 保 険 率 表		
事業の種類 の分類	事業の種類	労災保険率	事業の種類 の分類	事業の種類	労災保険率
林業	林業	1000分の 60	林業	林業	1000分の 60
漁業	海面漁業 (定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	<u>1000分の 20</u>	漁業	海面漁業 (定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	<u>1000分の 32</u>
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	<u>1000分の 40</u>		定置網漁業又は海面魚類養殖業	<u>1000分の 41</u>
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業 (石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。) 又は石炭鉱業	<u>1000分の 88</u>	鉱業	金属鉱業、非金属鉱業 (石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。) 又は石炭鉱業	<u>1000分の 87</u>
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	<u>1000分の 19</u>		石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	<u>1000分の 30</u>

	原油又は天然ガス鉱業	1000分の5.5
	採石業	1000分の 58
	その他の鉱業	1000分の 25
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の 89
	道路新設事業	1000分の 16
	舗装工事業	1000分の 10
	鉄道又は軌道新設事業	1000分の 17
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1000分の 13
	既設建築物設備工事業	1000分の 15
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の7.5
	その他の建設事業	1000分の 19
製 造 業	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	1000分の 6

	原油又は天然ガス鉱業	1000分の6.5
	採石業	1000分の 70
	その他の鉱業	1000分の 24
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の103
	道路新設事業	1000分の 15
	舗装工事業	1000分の 11
	鉄道又は軌道新設事業	1000分の 18
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1000分の 13
	既設建築物設備工事業	1000分の 14
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の 9
	その他の建設事業	1000分の 19
製 造 業	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	1000分の6.5

たばこ等製造業	1000分の 6
繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の 4
木材又は木製品製造業	1000分の 13
パルプ又は紙製造業	1000分の7.5
印刷又は製本業	1000分の3.5
化学工業	1000分の 5
ガラス又はセメント製造業	1000分の7.5
コンクリート製造業	1000分の 13
陶磁器製品製造業	1000分の 19
その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の 26
金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	1000分の6.5

たばこ等製造業	1000分の5.5
繊維工業又は繊維製品製造業	1000分の4.5
木材又は木製品製造業	1000分の 15
パルプ又は紙製造業	1000分の 7
印刷又は製本業	1000分の4.5
化学工業	1000分の 5
ガラス又はセメント製造業	1000分の7.5
コンクリート製造業	1000分の 14
陶磁器製品製造業	1000分の 18
その他の窯業又は土石製品製造業	1000分の 26
金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	1000分の 7

非鉄金属精錬業	1000分の 7
金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	1000分の 7
鋳物業	1000分の 17
金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	1000分の 10
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	1000分の6.5
めつき業	1000分の 7
機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1000分の5.5
電気機械器具製造業	1000分の 3

非鉄金属精錬業	1000分の8.5
金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	1000分の7.5
鋳物業	1000分の 19
金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	1000分の 11
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	1000分の7.5
めつき業	1000分の 6
機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	1000分の6.5
電気機械器具製造業	1000分の3.5

	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1000分の4.5
	船舶製造又は修理業	1000分の 23
	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1000分の2.5
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の 4
	その他の製造業	1000分の 7
運 輸 業	交通運輸事業	1000分の4.5
	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の 9.
	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000分の 11
	港湾荷役業	1000分の 16
電気、ガス、水	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の 3

	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1000分の 5
	船舶製造又は修理業	1000分の 23
	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1000分の 3
	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000分の 4
	その他の製造業	1000分の7.5
運 輸 業	交通運輸事業	1000分の 5
	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の 11
	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000分の 12
	港湾荷役業	1000分の 17
電気、ガス、水	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の3.5

道又は熱供給の事業			道又は熱供給の事業		
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の 12	その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の 12
	清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の 13		清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の 13
	ビルメンテナンス業	<u>1000分の5.5</u>		ビルメンテナンス業	<u>1000分の 6</u>
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業 又はゴルフ場の事業	<u>1000分の6.5</u>		倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業 又はゴルフ場の事業	<u>1000分の 7</u>
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	<u>1000分の2.5</u>		通信業、放送業、新聞業又は出版業	<u>1000分の 3</u>
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	<u>1000分の3.5</u>		卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	<u>1000分の 4</u>
	金融業、保険業又は不動産業	<u>1000分の2.5</u>		金融業、保険業又は不動産業	<u>1000分の 3</u>
	その他の各種事業	1000分の 3		その他の各種事業	1000分の 3

(別添二)

下線が改正部分

改 正 案			現 行		
別表第2 (第13条関係) 労 務 費 率 表			別表第2 (第13条関係) 労 務 費 率 表		
事業の種類 の分類	事業の種類	請負金額に 乗ずる率	事業の種類 の分類	事業の種類	請負金額に 乗ずる率
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	<u>18%</u>	建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	<u>19%</u>
	道路新設事業	<u>20%</u>		道路新設事業	<u>21%</u>
	舗装工事業	<u>18%</u>		舗装工事業	<u>19%</u>
	鉄道又は軌道新設事業	<u>23%</u>		鉄道又は軌道新設事業	<u>24%</u>
	建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)	21%		建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)	21%
	既設建築物設備工事業	22%		既設建築物設備工事業	22%

機械装置の組立て又は据付けの事業 組立て又は取付けに関するもの その他のもの	<u>38%</u> <u>21%</u>
その他の建設事業	<u>23%</u>

機械装置の組立て又は据付けの事業 組立て又は取付けに関するもの その他のもの	<u>40%</u> <u>22%</u>
その他の建設事業	<u>24%</u>

(別添三)

五	労働基準法施行規則別表第一の二第二号11の疾病	建設の事業	第三欄に掲げる事業の種類に属する事業主を異にする二以上の事業場において労働基準法施行規則別表第一の二第二号11に規定する業務に従事し、又は従事したことのある労働者であつて、特定業務従事期間が五年に満たないもの
---	-------------------------	-------	--

労災保険率から非業務災害率を減じた率の増減表

<p>労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付の額（労災保険法第16条の6第1項第2号の場合に支給される遺族補償一時金、第17条の2の表の第4欄に掲げる者に係るもの及び第3種特別加入者に係るものの額を除く。）に特別支給金規則の規定による特別支給金で業務災害に係るものの額（労災保険法第16条の6第1項第2号の場合に支給される遺族補償一時金の受給権者に支給される遺族特別一時金、第17条の2の表の第4欄に掲げる者に係るもの及び第3種特別加入者に係るものの額を除く。）を加えた額と一般保険料の額（労災保険率（その率が法第12条第3項（法第12条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率）に応ずる部分の額に限る。）から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額に第1種特別加入保険料の額から特別加入非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額を加えた額に第19条の2の第1種調整率を乗じて得た額との割合</p>	<p>労災保険率から非業務災害率を減じた率に対する増減の割合</p>
10%以下のもの	30%減ずる。
10%を超え20%までのもの	25%減ずる。
20%を超え30%までのもの	20%減ずる。
30%を超え50%までのもの	15%減ずる。
50%を超え70%までのもの	10%減ずる。
70%を超え75%までのもの	5%減ずる。
85%を超え90%までのもの	5%増加する。
90%を超え110%までのもの	10%増加する。
110%を超え130%までのもの	15%増加する。
130%を超え140%までのもの	20%増加する。
140%を超え150%までのもの	25%増加する。
150%を超えるもの	30%増加する。

(別添五)

下線が改正部分

改 正 案			現 行		
別表第5 (第23条関係) 第2種特別加入保険料率表			別表第5 (第23条関係) 第2種特別加入保険料率表		
事業又は 作業の種 類の番号	事業又は作業の種類	第2種特別 加入保険料 率	事業又は 作業の種 類の番号	事業又は作業の種類	第2種特別 加入保険料 率
特 1	労働者災害補償保険法施行規則 (以下「労災保険法 施行規則」という。) 第46条の17第1号の事業	1000分の14	特 1	労働者災害補償保険法施行規則 (以下「労災保険法 施行規則」という。) 第46条の17第1号の事業	1000分の14
特 2	労災保険法施行規則 第46条の17第2号の事業	1000分の19	特 2	労災保険法施行規則 第46条の17第2号の事業	1000分の19
特 3	労災保険法施行規則 第46条の17第3号の事業	<u>1000分の45</u>	特 3	労災保険法施行規則 第46条の17第3号の事業	<u>1000分の46</u>
特 4	労災保険法施行規則	1000分の52	特 4	労災保険法施行規則	1000分の52

第46条の17第4号の事業			第46条の17第4号の事業				
特	5	労災保険法施行規則 第46条の17第5号の事業	1000分の7	特	5	労災保険法施行規則 第46条の17第5号の事業	1000分の7
特	6	労災保険法施行規則 第46条の17第6号の事業	1000分の13	特	6	労災保険法施行規則 第46条の17第6号の事業	1000分の13
特	7	労災保険法施行規則 第46条の17第7号の事業	1000分の50	特	7	労災保険法施行規則 第46条の17第7号の事業	1000分の50
特	8	労災保険法施行規則 第46条の18第1号ロの作業	1000分の4	特	8	労災保険法施行規則 第46条の18第1号ロの作業	1000分の5
特	9	労災保険法施行規則 第46条の18第2号イの作業	1000分の4	特	9	労災保険法施行規則 第46条の18第2号イの作業	1000分の5
特	10	労災保険法施行規則 第46条の18第3号イ又はロの作業	1000分の15	特	10	労災保険法施行規則 第46条の18第3号イ又はロの作業	1000分の16
特	11	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ハの作業	1000分の8	特	11	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ハの作業	1000分の7

特 1 2	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ニの作業	<u>1000分の16</u>
特 1 3	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ホの作業	<u>1000分の 3</u>
特 1 4	労災保険法施行規則 第46条の18第3号への作業	1000分の18
特 1 5	労災保険法施行規則 第46条の18第2号ロの作業	<u>1000分の 4</u>
特 1 6	労災保険法施行規則 第46条の18第1号イの作業	1000分の 9
特 1 7	労災保険法施行規則 第46条の18第4号の作業	<u>1000分の 5</u>
特 1 8	労災保険法施行規則 第46条の18第5号の作業	<u>1000分の 7</u>

特 1 2	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ニの作業	<u>1000分の17</u>
特 1 3	労災保険法施行規則 第46条の18第3号ホの作業	<u>1000分の 4</u>
特 1 4	労災保険法施行規則 第46条の18第3号への作業	1000分の18
特 1 5	労災保険法施行規則 第46条の18第2号ロの作業	<u>1000分の 5</u>
特 1 6	労災保険法施行規則 第46条の18第1号イの作業	1000分の 9
特 1 7	労災保険法施行規則 第46条の18第4号の作業	<u>1000分の 4</u>
特 1 8	労災保険法施行規則 第46条の18第5号の作業	<u>1000分の 6</u>